

電子計算機の認定申請書兼申請事項変更届出書の記載要領

(共通)

- 1 この申請書兼届出書は、租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号）第 18 条の 15 の 3 第 35 項の認定に係る申請又は国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（平成 15 年財務省令第 71 号）第 5 条の 2 第 7 項の規定の例による届出について使用します。
- 2 この申請書兼届出書の「認定に係る電子計算機の名称」欄には、認定の対象となった電子計算機の名称（クラウドサービス事業者においては、クラウドサービス名でも可）を記載してください。

【記載例】

- ・ ●●銀行データセンターデータ連携システム
 - ・ ●●会計クラウド
- 3 「参考事項」欄には、次の事項について記載してください。
 - イ この届出書を書面により提出する場合には、事前に交付された「利用者識別番号」
 - ロ その他連絡先等の参考となる事項

(認定申請)

- 4 国税庁長官の認定を受ける場合には、国税庁長官の定める基準に適合するものである必要があります。
- 5 申請の審査には 3 か月程度を要しますので、余裕をもって、国税庁長官に提出してください。
- 6 1 頁の「第 5 条の 2 第 4 項の規定の例により、租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号）第 18 条の 15 の 3 第 35 項の認定を受けたいので、以下のとおり申請します。」にチェックを入れてください。
- 7 1 頁の「認定申請の場合」の「申請に係る認定を受けた場合、認定事業者の名称、所在地、認定電子計算機の名称及び認定日の公表を希望しますか。」欄について、「はい」又は「いいえ」を選択してください。
- 8 2 頁には「令和 5 年国税庁告示第 5 号」2 項 1 号で規定する認定特定電子計算機に係る基準との共通基準（「令和 3 年国税庁告示第 23 号」2 項）を列挙していますので、基準に適合することを確認した上でチェックを入れてください。

3 頁には「令和 5 年国税庁告示第 5 号」2 項 2 号から 6 号までに掲げる認定基準を列挙していますので、基準に適合することを確認した上でチェックを入れてください。

なお、認定を受けるためには、全ての基準に適合する必要があります。

- 9 申請に併せて、各基準に適合することが分かる書類を添付してください。

なお、添付書類には適宜の番号を付し、2 頁及び 3 頁の「添付書類」欄に当該番号を記載してください。

(申請事項変更届出)

- 10 1 頁の「第 5 条の 2 第 7 項の規定の例により、以下のとおり届け出ます。」にチェックを入れてください。
- 11 1 頁の「申請事項変更届出の場合」の「申請に係る認定を受けた日又は認定申請書を提出した日」欄に、申請に係る認定を受けた日又は認定申請書を提出した日を記載してください。
- 12 2 頁及び 3 頁には認定基準を列挙していますので、変更する基準にチェックを入れてください。
- 13 申請事項変更届出に併せて、変更する基準に適合することが分かる書類を添付してください。

なお、添付書類には適宜の番号を付し、2 頁及び 3 頁の「添付書類」欄に当該番号を記載してください。